

建築物の省エネ投資促進税制(法人税・所得税等)

資料1

・平成25年10月1日閣議決定 (消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について)
・産業競争力強化法 平成25年12月4日公布
平成26年1月20日施行

一定の省エネ設備の取得等をし、事業の用に供した場合は即時償却(特別償却)又は税額控除を可能とする。

概要

○産業競争力強化法の制定に伴い、製造業・非製造業の生産性向上を図る「生産性向上を促す設備等投資促進税制」において、建築物全体の省エネ性能に大きく影響するLED等の照明や断熱窓等の先端的な省エネ設備^(※1)について、以下の特例措置を講じる。また、建築物本体の省エネ化についても、一定の利益率向上^(※2)があれば、同様の措置の対象となる。なお、新築・改修のいずれの場合も対象となる。

取得等の期間	対象	償却率等
H26.1.20 (産業競争力強化法 の施行日) ~H28.3.31	事業の用に 供した一定 の設備等	即時償却 又は 税額控除5%(建物・構築物は3%)
H28.4.1~H29.3.31		特別償却50%(建物・構築物は25%) 又は 税額控除4%(建物・構築物は2%)

(※1) A類型
先端的设备

一定の建物(断熱材・断熱窓)、建物附属設備(照明設備、冷暖房、昇降機設備等)、器具備品等で、最新モデルかつ生産性向上要件(旧モデル比で年平均1%以上向上)を満たすもの。

(※2) B類型

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

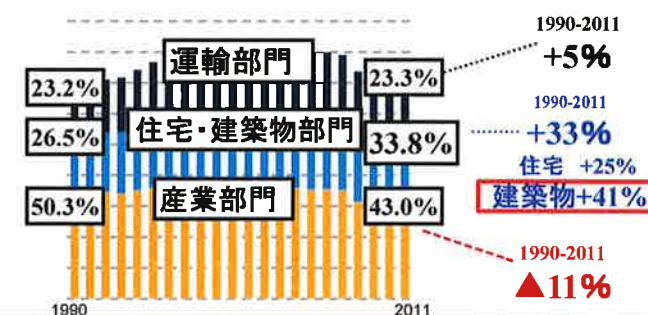
建物、建物附属設備、器具備品等で、経済産業局の確認を受けた投資計画上の投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%以上)であるもの。

※税額控除は、当期法人税額の20%が上限

施策の背景

- 近年、オフィスなどの業務部門(建築物部門)におけるエネルギー消費量は著しく増大しており、ビルの省エネ化の促進は、将来世代にわたって持続可能な社会を実現するために不可欠。
- 「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)において以下のとおり位置付け
 - ・省エネの最大限の推進を図るため、ビルの省エネ改修の促進等を図る
 - ・今後3年間で、設備投資を2012年度の約63兆円から、リーマンショック前の水準(年間約70兆円)に回復させることを目指す

【最終エネルギー消費の推移】



生産性向上設備投資促進税制について

平成26年1月
経済産業省

1. 生産性向上設備投資促進税制の対象(全体像)

- 質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、もって我が国経済の発展を図るため、「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入する際の税制措置を新設。

類型	A: 先端設備	B: 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
対象設備 (要件)	「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの（サーバー及びソフトウェアについては中小企業者等が取得するものに限る。） ①最新モデル ②生産性向上（年平均1%以上） ③最低取得価額以上	「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの ①投資計画における投資利益率が年平均15%以上（中小企業者等は5%以上） ②最低取得価額以上
確認者	工業会等	経済産業局
税制措置	○産業競争力強化法施行日（平成26年1月20日）から平成28年3月31日まで ：即時償却と税額控除（5%。ただし、建物・構築物は3%）の選択制 ○平成28年4月1日から平成29年3月31日まで ：特別償却（50%。ただし、建物・構築物は25%）と税額控除（4%。ただし、建物・構築物は2%）の選択制 ※ ただし、税額控除における税額控除額は、当期の法人税額の20%が上限	

2. 対象設備リスト

- 具体的な対象設備は下記表のとおり。
- ただし、生産等設備（事業の用に直接供される減価償却資産）のみが対象であり、本店の機能しかない建物、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等（いわゆるバックオフィス）は対象外。また、中古設備も対象外。

A: 先端設備

設備種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	ロール
器具備品	試験又は測定機器
	陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの
	冷房用又は暖房用機器
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）
建物	サーバー用の電子計算機（その電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの及びサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作をされるもの）
	断熱材
	断熱窓
建物附属設備	電気設備（照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く。）
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備
	昇降機設備
	アーケード又は日よけ設備（ブラインドに限る。）
ソフトウェア	日射調整フィルム
	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

※ サーバー用の電子計算機については、中小企業者等（情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人を除く。）が取得又は製作をするものに限る。

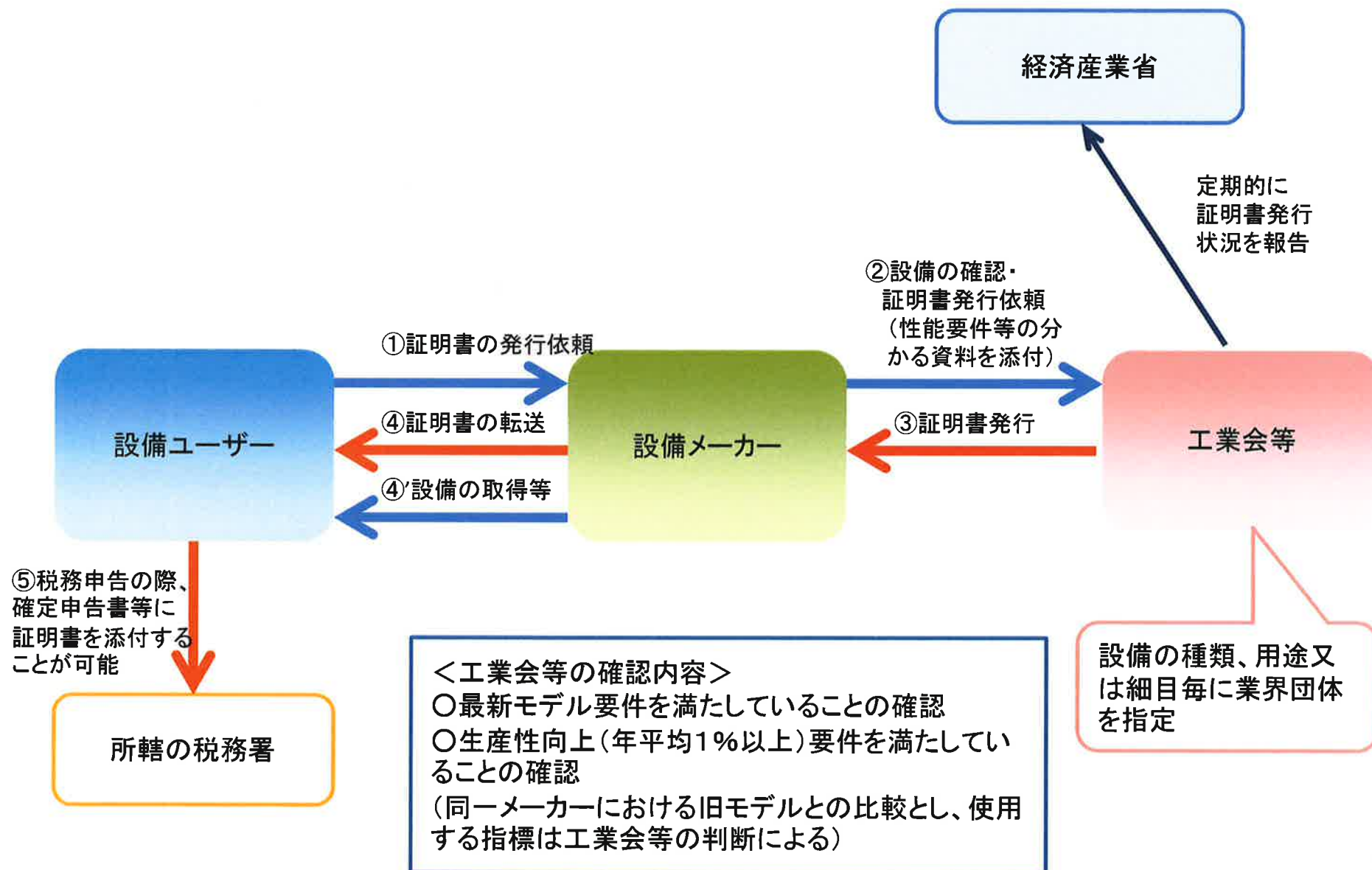
※ ソフトウェアについては、中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。

B: 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

設備種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	全て
器具備品	全て
建物	全て
建物附属設備	全て
構築物	全て
ソフトウェア	全て

※ サーバー用の電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。

3-1. 先端設備の要件確認スキーム



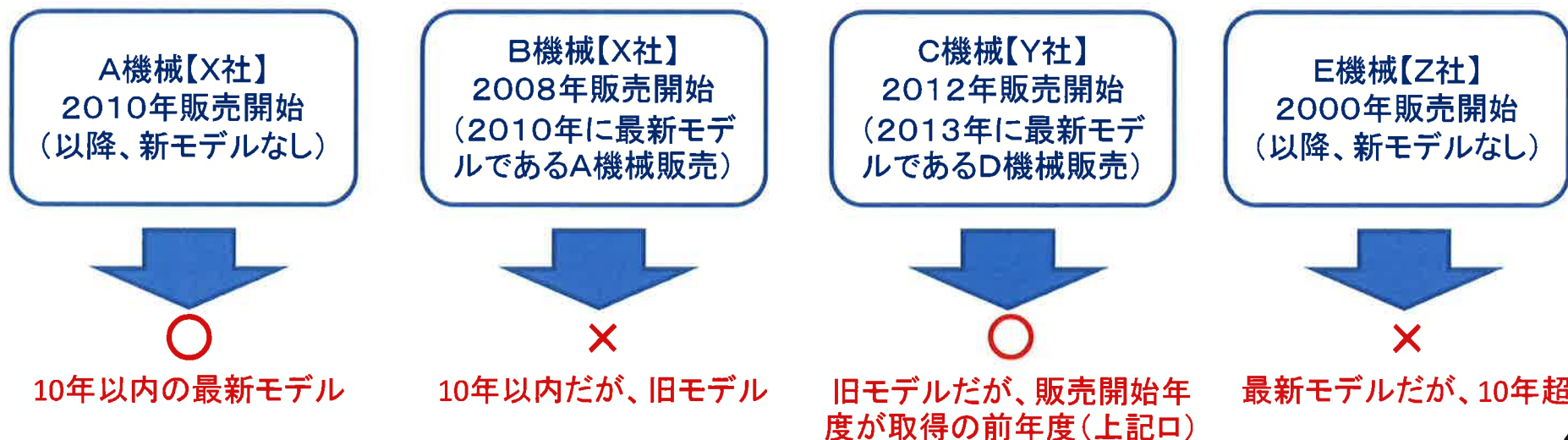
3-2. 先端設備の要件:最新モデル

- A: 先端設備については、A要件①～③を全て満たす設備が対象。
- そのうち、A要件①及び②については、メーカーの申請に基づき工業会等が確認・証明。

A要件①: 最新モデル

- ✓ 最新モデルであること。最新モデルとは、各メーカーの中で、下記のいずれかのモデルをいう。
 - イ 一定期間内(機械装置:10年以内、工具:4年以内、器具備品:6年以内、建物及び建物附属設備:14年以内、ソフトウェア:5年以内)に販売が開始されたもので、最も新しいモデル
 - ロ 販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデル

＜事例＞(それぞれ、2013年に設備を取得したものとする)

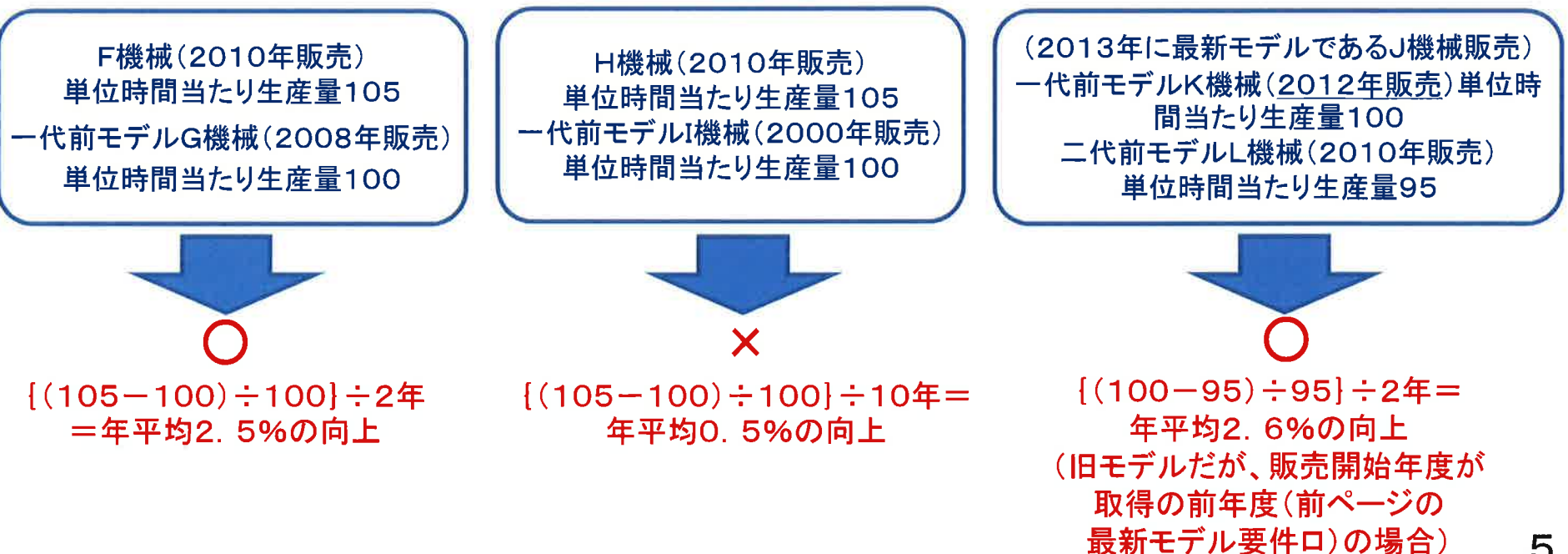


3-3. 先端設備の要件：生産性向上

A要件②：生産性向上

- ✓ 旧モデル(最新モデルの一世代前モデル)と比較して、「生産性」が年平均1%以上向上しているものであること。(※)
※ ただし、ソフトウェアについては、この生産性向上要件は不適用。
- ✓ 「生産性」の指標については、「単位時間当たりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等、メーカーの提案を元に、各工業会がその設備の性能を評価する指標として妥当であるかを判断。
- ✓ あくまで比較するのは同メーカー内での新モデル・旧モデルのみであり、他メーカーとの比較や、ユーザーが元々使用していたモデルとの比較は行わない。
- ✓ 特注品であっても、カスタムのベースとなる汎用モデルや中核的構成品がある場合は、そのベースとなる旧モデルとの比較を行う。

<事例>



3-4. 先端設備の要件:最低取得価額

A要件③:最低取得価額

- ✓ 最低取得価額以上のものであること。最低取得価額は、設備種類毎に設定(下表のとおり)。
- ✓ 工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアについては、単品価額(※)での要件に準ずるものとして、年度合計額での要件を設定。

設備種類	最低取得価額
機械装置	単品160万円
工具及び器具備品	単品120万円(単品30万円かつ合計120万円を含む。)
建物及び建物附属設備	単品120万円(建物附属設備については、単品60万円かつ合計120万円を含む。)
ソフトウェア	単品70万円(単品30万円かつ合計70万円を含む。)

※単品とは、機械装置、工具、器具備品においては1台または1基、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェアにおいては一の設備を指す

<事例>

1台300万円の
機械装置を購入



1台40万円の冷蔵庫(器具備品)を4台、合計160万円購入

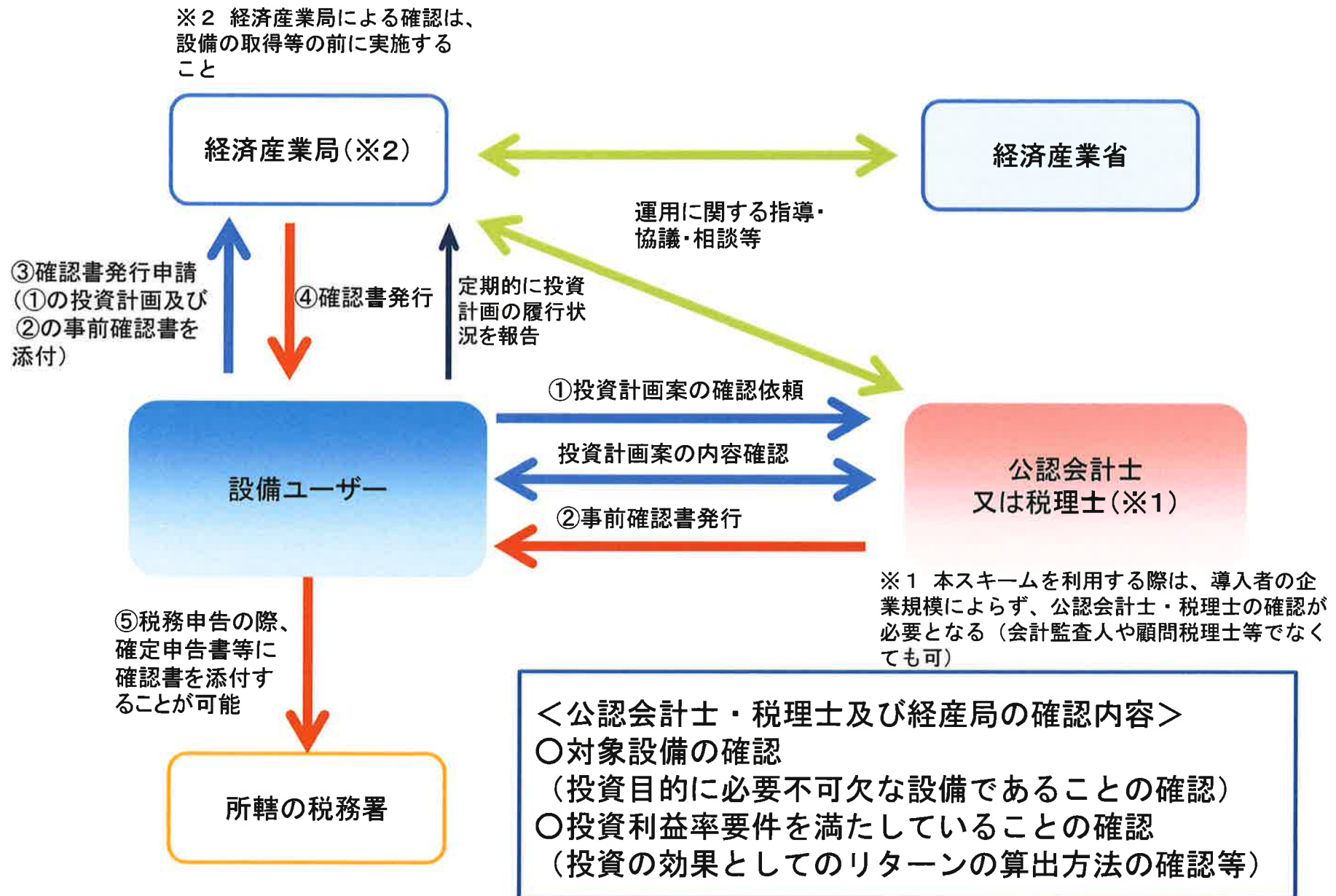


1台20万円の冷蔵庫(器具備品)を8台、合計160万円購入



合計額は満たしているが、
単品30万円を満たさず

4-1. 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の要件確認スキーム



4-2. 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の要件：投資利益率

- B: 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備については、B要件①及び②を全て満たす設備が対象。
- そのうち、B要件①については、経済産業大臣（経済産業局）が確認・証明。

B要件①：投資利益率

- ✓ 事業者が策定した投資計画で、その投資計画におけるその設備投資による効果として年平均の投資利益率が15%以上（中小企業者等にあつては5%以上）となることが見込まれるものであることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けたものであること。
- ✓ 対象となる設備は、その投資計画に記載されている設備で、その事業者にとって投資目的を達成するために必要不可欠なものとする。
- ✓ なお、年平均の投資利益率は、次の算式によって算定。

<算式>

「営業利益＋減価償却費※1」の増加額※2

設備投資額※3

※1 会計上の減価償却費

※2 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額

※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

4-3. 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の要件:最低取得価額

B要件②:最低取得価額

- ✓ 最低取得価額以上のものであること。最低取得価額については、A要件③と同じ。
(なお、構築物は建物と同条件とする。)

設備種類	最低取得価額
機械装置	単品160万円
工具及び器具備品	単品120万円 (単品30万円かつ合計120万円を含む。)
建物、建物附属設備及び構築物	単品120万円 (建物附属設備については、単品60万円かつ合計120万円を含む。)
ソフトウェア	単品70万円 (単品30万円かつ合計70万円を含む。)

※単品とは、機械装置、工具、器具備品においては1台または1基、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェアにおいては一の設備を指す

5-1. 中小企業者等に対する上乗せ措置：中小企業投資促進税制

- 中小企業者等については、下記対象設備限定で、別途「中小企業投資促進税制」において上乗せ措置が適用できる。（生産性向上設備投資促進税制よりも更に措置内容を拡充。）

上乗せ措置の対象設備

中小企業投資促進税制の対象設備のうち、以下のa又はbの設備。

【上乗せ措置の対象設備a 先端設備】

生産性向上設備投資促進税制の「先端設備」の要件（A要件①～③）を全て満たす設備（※1, 2）。

※1 機械装置のうち「ソフトウェア組込型機械装置（あらかじめプログラムが組み込まれた専用のコンピューターが搭載され、そのコンピューターからの指令に基づいて作動する機械装置）」については、A要件①（最新モデル要件）においては、最新モデルに加え、一代前モデルも対象とする。（一代前モデルの詳細はP.12参照）

※2 ソフトウェアについては、A要件②（生産性向上要件）は適用しない。

【上乗せ措置の対象設備b 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備】

生産性向上設備投資促進税制の「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の要件（B要件①及び②）を全て満たす設備

5-2. 中小企業者等に対する上乗せ措置：対象設備の取得価額要件

中小企業投資促進税制 の対象設備	最低取得価額等	上乗せ措置 a (先端設備)	上乗せ措置 b (生産ライン等の改善 に資する設備)
機械装置	単品160万円以上	適用あり	適用あり
測定工具及び検査工具	単品120万円以上 (複数合計120万円以上を含む。 ※1)	適用なし	適用あり
一定の電子計算機	単品120万円以上 (複数合計120万円以上を含む。 ※2)	適用あり(サーバー用の電子計算機(ソフトウェア(OS)と同時に取得又は製作をされるものに限る。))	適用あり
一定のデジタル複合機	単品120万円以上	適用なし	適用あり
試験又は測定機器	単品120万円以上 (複数合計120万円以上を含む。 ※1)	適用あり	適用あり
一定のソフトウェア	単品70万円以上 (複数合計70万円以上を含む。 ※3)	適用あり(設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る。)	適用あり
普通貨物自動車	車両総重量3.5トン以上	適用なし	適用なし
内航船舶	対象は取得価額の75%	適用なし	適用なし

※1 複数合計120万円以上取得で、現行措置又は上乗せ措置を適用する場合には、単品30万円以上であることが必要。

※2 複数合計120万円以上取得で上乗せ措置を適用する場合には、単品30万円以上であることが必要。

※3 複数合計70万円以上取得で上乗せ措置を適用する場合には、単品30万円以上であることが必要。

5-3. 中小企業者等に対する上乗せ措置：ソフトウェア組込型機械装置

一代前モデル

✓ 上乗せ措置の対象設備aにおいて、ソフトウェア組込型機械装置限定で対象となる「一代前モデル」とは、各メーカーの中で、下記要件を全て満たすものをいう。

- ① 最新モデルと同じ種類、用途及び細目の設備のうち、最新モデルに対して最も近い年度に販売が開始されたものであること。
- ② 10年以内に販売が開始されたものであること。
- ③ 最新モデル自体がその一代前モデルと比べて生産性向上要件(P. 5参照)を満たすものである場合において、その一代前モデルがその直前のモデル(二代前モデル)と比べて生産性向上要件(同上)を満たすものであること。

<事例>

A機械(最新モデル)	2010年販売開始	【B機械との生産性比較】 $\{(105-100) \div 100\} \div 2\text{年}$ =年平均2.5%の生産性向上
	単位時間当たり生産量105	
B機械(一代前モデル)	2008年販売開始	【C機械との生産性比較】 $\{(100-95) \div 95\} \div 2\text{年}$ =年平均2.6%の生産性向上
	単位時間当たり生産量100	
C機械(二代前モデル)	2006年販売開始	
	単位時間当たり生産量95	



(B機械(一代前モデル)も対象となる)

D機械(最新モデル)	2010年販売開始	【E機械との生産性比較】 $\{(101-100) \div 100\} \div 3\text{年}$ =年平均0.3%の生産性向上
	単位時間当たり生産量101	
E機械(一代前モデル)	2007年販売開始	【F機械との生産性比較】 $\{(100-95) \div 95\} \div 2\text{年}$ =年平均2.6%の生産性向上
	単位時間当たり生産量100	
F機械(二代前モデル)	2005年販売開始	
	単位時間当たり生産量95	



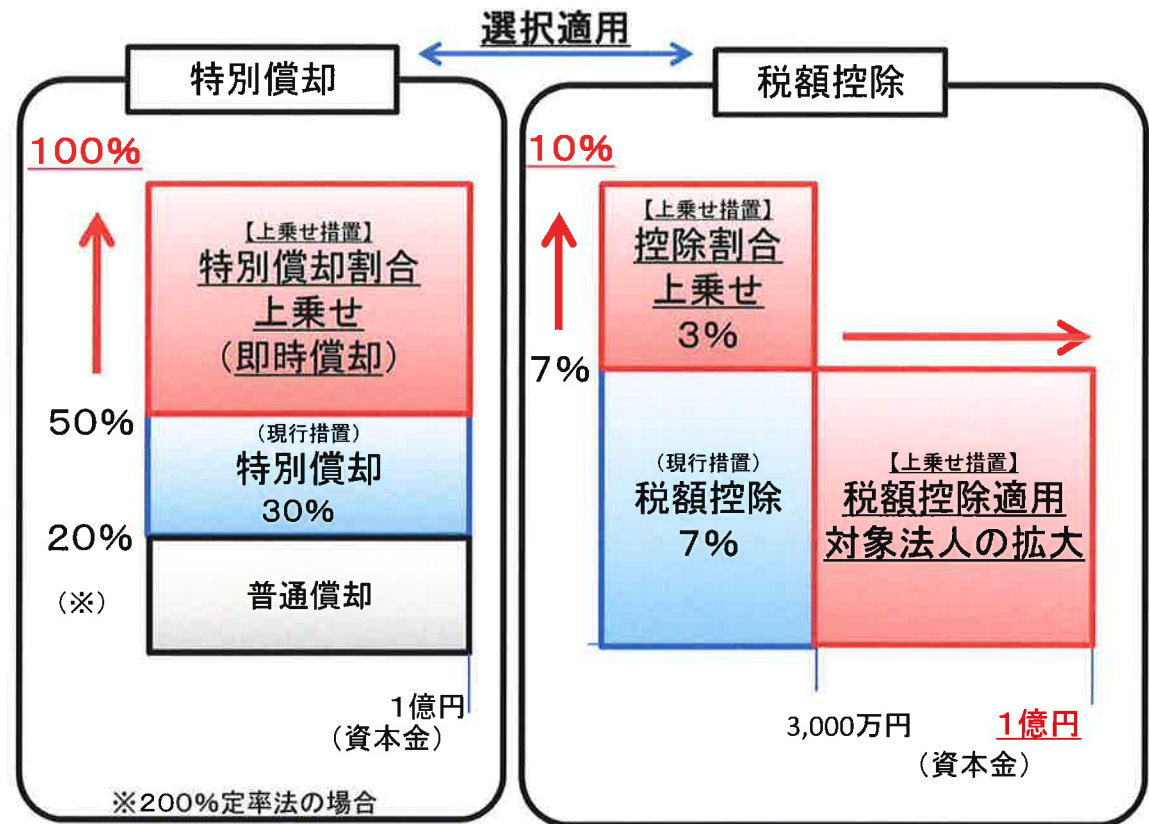
(D機械(最新モデル)が生産性向上要件を満たしていないため、E機械(一代前モデル)も対象外)

5-4. 中小企業者等に対する上乗せ措置：中小企業投資促進税制の上乗せ措置の内容

税制措置

➤ 中小企業者等とは、資本金1億円以下の法人等及び個人事業主をいい、適用される措置の内容は、以下の中小企業者等の区分に応じて、以下のとおり。

- ① 資本金3,000万円以下の法人等及び個人事業主
→ 即時償却と税額控除10%との選択適用
- ② 資本金3,000万円超1億円以下の法人
→ 即時償却と税額控除7%との選択適用



要件確認スキーム・確認者

- ✓ 生産性向上設備投資促進税制の「先端設備」「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の要件確認スキームと同様。

※工業会等の確認内容に関しては、機械装置である場合には、ソフトウェア組込型機械装置に該当するか（該当する場合には、一代前モデルに該当するか）についての確認も必要となる。

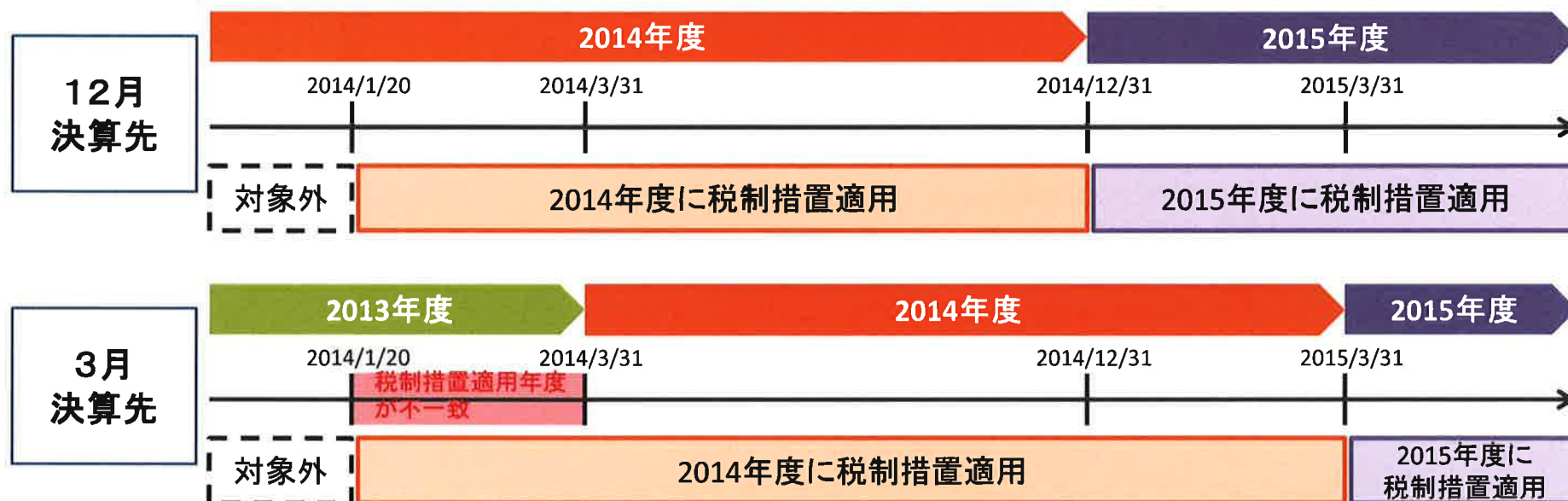
6. その他留意事項

○各税制措置の適用関係

- ✓ 産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)以降に取得等をし、かつ、事業の用に供した設備が対象。

○設備の事業供用年度と税制措置適用年度が不一致となる場合

- ✓ 平成26年3月31日までに終了する事業年度にて対象設備を取得等し事業に供用した場合は、その年度では税制措置が受けられず、翌事業年度に税制措置を受けることとなる点に留意。
- ✓ 具体的には、下記事例の通り、12月決算先については平成26年3月末までに行った投資について今年度に税制措置を適用できるが、3月決算先については平成26年3月末までに行った投資について今年度は税制措置を適用できず、来年度に今年度分と来年度分の措置がまとめて適用されることとなる。



7. 問い合わせ先

○担当課および連絡先

	生産性向上設備投資促進税制	中小企業投資促進税制(上乗せ措置)
北海道経済産業局	地域経済課(直通:011-709-1782)	同左
東北経済産業局	地域経済課(直通:022-221-4876)	中小企業課(直通:022-221-4922)
関東経済産業局	地域経済課(直通:048-600-0254)	中小企業課(直通:048-600-0321)
中部経済産業局	地域振興課(直通:052-951-2716)	中小企業課(直通:052-951-2748)
中部経済産業局北陸支局	地域経済課(直通:076-432-5518)	産業課 (直通:076-432-5401)
近畿経済産業局	地域経済課(直通:06-6966-6065)	中小企業課(直通:06-6966-6065)
中国経済産業局	地域経済課(直通:082-224-5684)	同左
四国経済産業局	地域経済課(直通:087-811-8513)	中小企業課(直通:087-811-8529)
九州経済産業局	企業支援課(直通:092-482-5435)	同左
沖縄総合事務局経済産業部	地域経済課(直通:098-866-1730)	中小企業課(直通:098-866-1755)

○制度に関するお問い合わせ

＜生産性向上設備投資促進税制＞

経済産業省 経済産業政策局 産業再生課 (直通:03-3501-1560)

＜中小企業投資促進税制(上乗せ措置)＞

中小企業庁 事業環境部 財務課 (直通:03-3501-5803)

建築物の省エネ投資促進税制のポイント①

資料3

対象設備等と要件

設備種類	用途又は細目	
	A類型 先端設備	B類型 生産ラインやオペレーションの 改善に資する設備
機械装置	全て	全て
工具	・ロール	全て
器具備品	・試験又は測定機器 ・陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの ・冷房用又は暖房用機器 ・電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ・氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く） ・サーバー用の電子計算機	全て
建物	・断熱材 ・断熱窓	全て
建物附属設備	・電気設備（照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く。） ・冷房、暖房、通風又はボイラー設備 ・昇降機設備 ・アーケード又は日よけ設備（ブラインドに限る。） ・日射調整フィルム	全て
ソフトウェア	・設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	全て
要件	①最新モデルであること ②旧モデル比で、エネルギー効率等の生産性が年平均1%以上向上していること ③最低価額以上であること	①投資計画における投資利益率が年平均15%（中小企業者等は5%）以上であること ②最低価額以上であること

建築物の場合の「取得等」

- 建物の改修(増築、改築、修繕又は模様替)のための工事による取得又は建設を含む。
- 取得とは、所有権を得たこと、つまり当該設備を購入等をしたことをいい、請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けた時点を指す。

「取得価額」の考え方

- 取得価額には
 - ①当該固定資産の購入対価
 - ②外部付随費用(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用)
 - ③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額(内部取付費用、例えば据付費、試運転費等)のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額が含まれる。
- 最低取得価額(建物は単品120万円、建物附属設備は単品60万円かつ合計120万円)は、設備種類ごとの合計額で判定。
- 「単品」とは、断熱窓、断熱材、ブラインド、日射調整フィルム、照明等については、単品という概念がなく、通常平方メートル単位での取引となるため、「一式」(一つの建築物について、一つの契約に基づいて施工されるもの)での金額を単品価額とする。
- 「合計額」は、同じ設備種類(建物附属設備)内の異なる設備(照明設備と冷暖房設備等)の合計とし、一年度内に複数の契約に基づいて施工される場合は、当該年度単位で合計する。

会計上の処理について

- 資本的支出(既に有する資産の改良・改造等のために行った支出)であっても、建物については対象。建物以外は原則として対象外だが、当該資本的支出の内容が、例えば、単独資産としての機能の付加である場合など、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、対象となる可能性がある。
 - 当該資産が税制措置の対象になるには、法令に規定する資産区分に従う必要。
- ※ 断熱窓は「建物」として区分され、「器具備品」として資産計上した場合は税制の適用を受けられない。

建築物の省エネ投資促進税制による優遇事例のイメージ

資料4

【モデルケース】

- 建物用途：事務所
- 適用年度の課税所得：10億円
- 適用決算期：平成27年3月
- 建物規模：10,000m²
- 対象設備等の取得等時期：平成26年4月
- 法人税率：25.5%

■ 高効率ビル用マルチエアコンへの改修（全フロア改修の場合）

取得価格：1億4000万円
耐用年数：15年（建物附属設備）
初年度法人税納税額の減少額：
即時償却3100万円 or 5%税額控除700万円

■ Low-e複層ガラスへの改修（全フロア改修の場合）

取得価格：4600万円
耐用年数：50年（建物）
初年度法人税納税額の減少額：
即時償却1150万円 or 3%税額控除140万円

■ 日射調整フィルムの設置（全フロアに設置の場合）

取得価格：1700万円
耐用年数：10年（建物附属設備）
初年度法人税納税額の減少額：
即時償却350万円 or 5%税額控除85万円

■ 外壁・屋根の断熱改修（全面改修の場合）

取得価格：3億4000万円
耐用年数：50年（建物）
初年度法人税納税額の減少額：
即時償却8500万円 or 3%税額控除1020万円

■ LED照明への改修（全フロア改修の場合）

取得価格：1億500万円
耐用年数：15年（建物附属設備）
初年度法人税納税額の減少額：
即時償却2320万円 or 5%税額控除530万円

■ 高効率全熱交換器への改修（全フロア改修の場合）

取得価格：3000万円
耐用年数：15年（建物附属設備）
初年度法人税納税額の減少額：
即時償却660万円 or 5%税額控除150万円

■ 高効率給湯器への改修（全2台改修の場合）

取得価格：500万円
耐用年数：15年（建物附属設備）
初年度法人税納税額の減少額：
即時償却110万円 or 5%税額控除25万円

■ 省エネ型エレベータへの改修（全4台改修の場合）

取得価格：1億1200万円
耐用年数：17年（建物附属設備）
初年度法人税納税額の減少額：
即時償却2520万円 or 5%税額控除560万円

計

初年度法人税納税額の減少額：
即時償却1億8710万円 or 税額控除3210万円

※ 償却方法は、「建物」：定額法、「建物附属設備」：定率法 を適用した。

優遇事例の減税額の計算イメージ(窓改修の例)(P)

【モデルケース】

■建物用途:事務所	■適用年度の課税所得:10億円	■適用決算期:平成27年3月
■建物規模:10,000㎡(10階建て)	■対象設備等の取得等時期:平成26年4月	■法人税率:25.5%

想定ケース(例): 単層ガラスからLow-e 複層ガラスへの改修(全フロア)

＜旧モデル＞ → ＜新モデル＞

単層ガラス → Low-e複層ガラス

32,000円/㎡(窓面積当たり単価)(※1) × 1,440㎡(窓面積)(※2) = **4,600万円**

※1:一定の仮定を元に試算。 ※2:窓面積割合を約3割と仮定。

【認証団体】

- ・日本サッシ協会
- ・板硝子協会

初年度法人税納税額の減少額(減税額)の計算(詳細)

前提:資産の分類が、「建物」の「鉄筋コンクリート事務所」とする。→耐用年数50年、定額法で償却率0.020

(1) 即時償却を適用した場合

- ①償却限度額 Low-e複層ガラス:4,600万円(全額)。
- ②法人税額 即時償却後課税所得 10億円-4,600万円=9億5,400万円
法人税額 9億5,400万円×25.5%=**2億4,327万円**
- ③税制措置が無い場合との法人税額の比較((3)との比較)
2億5,477万円-2億4,327万円=**1,150万円 納税額が少なくなる。**

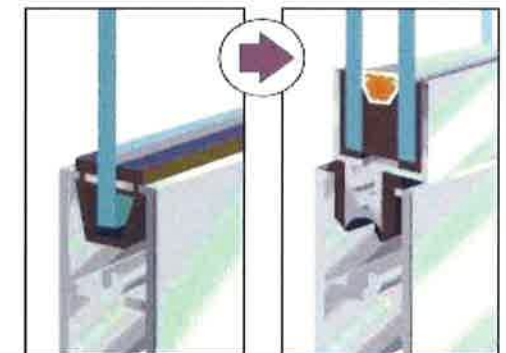
(2) 税額控除3%を適用した場合

- ①税額控除限度額 Low-e複層ガラス:4,600万円×3%=138万円。
- ②初年度償却限度額 Low-e複層ガラス 普通償却額 4,600万円×0.020×12/12=92万円
- ③法人税額 普通償却後課税所得:10億円-92万円=9億9,908万円
控除前法人税額:9億9,908万円×25.5%=2億5,477万円
控除後法人税額:2億5,477万円-138万円=**2億5,339万円**
- ④税制措置が無い場合との法人税額の比較((3)との比較)
2億5,477万円-2億5,339万円=**138万円 納税額が少なくなる。**

(3) 税制措置が無い場合

- ①初年度償却限度額 Low-e複層ガラス 普通償却額 4,600万円×0.020×12/12=92万円
- ②法人税額 普通償却後課税所得:10億円-92万円=9億9,908万円
法人税額:9億9,908万円×25.5%=**2億5,477万円**

【施工イメージ】



単層ガラス



Low-e複層ガラス
(熱貫流率1%以上向上)



生産性向上設備投資促進税制

概要

本税制措置は、質の高い設備の投資について、即時償却又は最大5%の税額控除が適用出来る税制措置です。

広報資料

[パンフレット \(PDF形式：548KB\)](#)

[説明会資料 \(PDF形式：555KB\)](#)

A 類型 (先端設備)

[ご利用の手引き \(A 類型\) \(PDF形式：514KB\)](#)

[工業会等リスト \(PDF形式：482KB\)](#)

[様式 1 \(証明書\) \(PDF形式：128KB\)](#)

[様式 2 \(チェックリスト\) \(PDF形式：139KB\)](#)

[証明書 \(記載例\) \(PDF形式：240KB\)](#)

[チェックリスト \(記載例\) \(PDF形式：272KB\)](#)

B 類型 (生産ラインやオペレーションの改善に資する設備)

[ご利用の手引き \(B 類型\) \(PDF形式：318KB\)](#)

[様式 1 \(申請書\) \(PDF形式：208KB\)](#)

[様式 1 別紙 \(基準への適合状況\) \(PDF形式：161KB\)](#)

[様式 2 \(事前確認書\) \(PDF形式：287KB\)](#)

[様式 3 \(確認書\) \(PDF形式：201KB\)](#)

[様式 4 \(実施状況報告書\) \(PDF形式：171KB\)](#)

[様式 5 \(設備投資計画変更申請書\) \(PDF形式：140KB\)](#)

[申請書 \(記載例\) \(PDF形式：176KB\)](#)

[\(別紙\) 基準への適合状況 \(記載例\) \(PDF形式：114KB\)](#)

[基準への適合状況の根拠資料例 \(PDF形式：130KB\)](#)

様式集

[A 類型様式 1 \(証明書\) \(WORD形式：29KB\)](#)

[A 類型様式 2 \(チェックリスト\) \(WORD形式：24KB\)](#)

[B 類型様式 1 \(申請書\) \(WORD形式：28KB\)](#)

[B 類型様式 1 別紙 \(基準への適合状況\) \(EXCEL形式：30KB\)](#)

[B 類型様式 2 \(事前確認書\) \(WORD形式：59KB\)](#)

[B 類型様式 3 \(確認書\) \(WORD形式：20KB\)](#)

[B 類型様式 4 \(実施状況報告書\) \(WORD形式：24KB\)](#)

B型様式 5 (設備投資計画変更申請書) (WORD形式: 23KB) [開](#)

お問合せ先

◇まずは最寄りの経済産業局にお問い合わせ下さい。

	生産性向上設備投資促進税制	中小企業投資促進税制 (上乗せ措置)
北海道経済産業局	地域経済課 (直通: 011-709-1782)	同左
東北経済産業局	地域経済課 (直通: 022-221-4876)	中小企業課 (直通: 022-221-4922)
関東経済産業局	地域経済課 (直通: 048-600-0254)	中小企業課 (直通: 048-600-0321)
中部経済産業局	地域振興課 (直通: 052-951-2716)	中小企業課 (直通: 052-951-2748)
中部経済産業局北陸支局	地域経済課 (直通: 076-432-5518)	産業課 (直通: 076-432-5401)
近畿経済産業局	地域経済課 (直通: 06-6966-6065)	中小企業課 (直通: 06-6966-6065)
中国経済産業局	地域経済課 (直通: 082-224-5684)	同左
四国経済産業局	地域経済課 (直通: 087-811-8513)	中小企業課 (直通: 087-811-8529)
九州経済産業局	企業支援課 (直通: 092-482-5435)	同左
沖縄総合事務局経済産業部	地域経済課 (直通: 098-866-1730)	中小企業課 (直通: 098-866-1755)

◇制度面での質問等はこちらまでお問い合わせ下さい。

＜生産性向上設備投資促進税制＞

経済産業省 経済産業政策局 産業再生課 (直通: 03-3501-1560)

＜中小企業投資促進税制 (上乗せ措置) ＞

中小企業庁 事業環境部 財務課 (直通: 03-3501-5803)

｜参考リンク

平成26年度税制改正について (経済産業省関係)

平成26年度税制改正大綱 [の](#)

関連条文 (経済産業省関係産業競争力強化法施行規則)

最終更新日: 2014年1月20日